

短期入所サービス長期利用届出の流れ

■届出の時期

- 1 有効期間のおおむね半数超の利用が見込まれる短期入所サービスの利用を開始した時点
- 2 サービス利用が有効期間の半数を超過した時点
- 3 有効期間終了後の新たな計画作成時点

短期入所は要介護者の在宅生活の維持を目的としたサービスであり、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを主目的としています。
 そのため、在宅生活の維持という観点から、利用日数は、原則、認定有効期間のおおむね半数を超えないこととされています。(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第13条21号)
 サービス自体が、施設入所同様の長期的な利用は想定していないことに留意し、利用者、家族等にも理解を得よう働きかけをお願いします。

